

特集
2

子どもへの性犯罪・性暴力被害の実態

1. 子どもへの性犯罪・性暴力被害の実態

警察庁(2021)の報告によると、強姦性交等、強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、青少年保護育成条例等を合わせると、未成年が被害者の性犯罪・性暴力被害は5000件程度、警察に認知、あるいは検挙されています。しかし、性犯罪・性暴力被害は暗数が多く、性犯罪被害として警察に届け出られるものは、ごく一部です。

特に子どもの場合は、自分に起きている出来事が何かを把握できない場合や、加害者に口止めされている場合、虐待などで「言ったら家族が壊れるために言うてはいけない」と思っている場合、あまりの衝撃に記憶や意識を切り離して閉じ込めている(解離している)場合、「これは普通のことだ」「これは恋愛だ」と思いこまされている場合など、被害を人に言えずにいることのほうが通常です。社会の中では、子どもが被害者の性犯罪・性暴力被害は、表に現れている数字よりもずっと多く発生していることが推測されます。

加害者は、電車内性暴力の場合などには見知らぬ人であることも多いですが、特に挿入を伴う被害では顔見知りであることが大半です。子どもの生活の大部分は家庭や学校、塾で成り立っており、加害者は家族や学校の教師、塾や習い事の先生であることが多いです。最近では、SNSで出会った人からの被害も多くなっています。また、子どもが加害者である場合も見られ、保育園、幼稚園、小学校など低年齢でも、子ども同士の加害被害が発生しています。なお、低年齢の子どもが加害をしている場合、加害をしている子どもの背景も考える必要があります。

子どもの被害において、加害者が用いる手段で多いものは「グルーミング(手なずけ)」です。グルーミングは、親や義理の親、きょうだいなどから家庭内に行われることもあります。徐々に身体接触を増やしていったり、遊びの延長のように近づいていったりします。また、家庭外の大人の場合には、たとえば、子どもの相談にのり、「君はがんばっているよ」など優しい言葉をかけ、信頼を得ていきます。そして「親は君のことが分かっているんだね」「それは友達が悪いよ」など周りとの関係を切り離し孤立させ、自分に依存するように仕向けます。そうして、二人きりで会ったり、性的な写真やメッセージのやり取りをしたりし、最終的には性的な行為に及びます。子どもたちは、この人が自分に悪いことをするはずがない、このことを誰かに言ったら裏切ることになる、嫌われたくない、という思いから相手の要求に応じざるを得なくなったり、これは特別な恋愛であると思わされていたりします。この手段は、SNSを介してオンラインで行われることが増えています。

最初にも記した通り、子どもたちは、自分の身に起きていることを「性暴力被害」だとは気が付いていないこともあります。気が付いていても、人に相談できない場合もあります。

目白大学心理学部／公益社団法人
被害者支援都民センター
齋藤 梓氏

●プロフィール

上智大学大学院修了後、臨床心理士としてスクールカウンセリングや精神科クリニック臨床、HIVカウンセリングなどに従事。また、東京医科歯科大学難治疾患研究所にてPTSDの治療効果研究に携わり、犯罪被害者の心理や支援について研究を行い、2008年から公益社団法人被害者支援都民センターに勤務。現在は目白大学に勤務しつつ、都民センターでの被害者支援を継続している。臨床心理士、公認心理師、博士(心理学)。

しかしどちらにしても、年齢にそぐわない早期の性的行為や、対等な同意のない性的行為は、子どもたちを深く傷つけます。

2. 子どもへの性犯罪・性暴力被害がもたらす影響

対等な同意のない性的行為の後、子どもたちには、心身にトラウマ反応が現れることもあります。眠れない、おなかが痛い、頭痛がする、動悸がするといった身体反応、思い出したくないのに思い出してしまう、悪夢を見る、その出来事に関係するものを避ける、集中力が下がる、イライラする、解離や死にたい気持ちが出現するなどの精神的反応、仕事や学校に行きたくなくなる、人に会えなくなる、ゲームやスマートフォン、インターネットに没頭する、自分を傷つける行動をする、性的問題行動をするなどの、一見問題に見える行動、そして自分には価値がない感じがする、自分は汚くなってしまった、他人を信用できない、世界は怖いといった考え方の変化などです。特に子どもは、何が苦しくてつらいのかを言葉で表現することが難しく、身体の反応に現れたり、解離をしたり、ハイテンションになったりなど言葉で表現されづらい反応、行動上の反応が生じます。

「一見問題に見える行動」は、大人たちから見ると問題に見える行動で、周りの大人たちは対応に困り、子どもたちを叱ってしまったりすることがあります。しかし、フラッシュバックから逃れるためにはゲームに没頭する必要があるかもしれませんが、あまりに苦しいので自分を傷つけずにいられないかもしれません。自分に起きたことを上書きしたい、あるいは理不尽に奪われた主体性を取り戻したいという思いから性的問題行動を繰り返すかもしれません。これらは、性犯罪・性暴力被害という衝撃的な出来事を経験した子どもたちにとって、生き延びるための手段であることや、SOSであるという視点を忘れてはならないと思います。さらに、例えばグルーミングの被害に遭った子どもは、加害者への信頼と性的行為への自責感との間で苦しんだり、信頼していた相手に性的に扱われたことから対等な関係性や信頼できる関係性が分からなくなるなど、深刻な影響が生じることもあります。

3. 男児への性犯罪・性暴力被害

2017年の刑法改正によって強制性交等の罪の範囲が広がったことや、社会の中で男性の性暴力被害への認識が広まってきたことが影響しているのかもしれませんが、男性や男児の被害が徐々に顕在化していると感じています。

社会の中にある性犯罪・性暴力への誤った通念、偏見をレイプ神話と言いますが、男性の場合は、「男性が性暴力の被害に遭うはずがない」「被害に遭ったとしても抵抗して防げるはずだ」などの男性のレイプ神話が存在し、女性以上に、自分の身に起きた出来事を性暴力だととらえることも、被害を誰かに相談することも、被害を警察に申告することも、困難です。しかし、性暴力は、性を問わず発生します。成人の男性ももちろん被害に遭っていますし、子どもを対象とした性加害では、男児の方が被害が発覚しにくいので男児を特に狙う者もいます。

男児にも、2で記したトラウマ反応は当然現れます。また、加害者は被害者に対し、射精や勃起を強要することがあります。これは、被害者の自責感を強めて人に相談しにくくさせるためや、支配欲を満たすためという側面があります。射精や勃起は加害者が強要した生理的反応です。しかし被害を受けた子どもは、例えば加害者が男性だった場合には「自分は同性愛者なのかもしれない」と自分のセクシュアリティの混乱を経験することがありますし、加害者が女性でも男性でも、性暴力で射精や勃起をしたことで「自分が望んでいたのでは」と混乱と自責が強まり、苦しみます。自分が汚くなったような感じや、自分に対する恥を感じたりもします。なお、女性から被害に遭った女兒も、自分のセクシュアリティの混乱を経験することがあります。

「男性は女性よりも性暴力の影響を受けにくい」といったレイプ神話が存在し、男児への性犯罪・性暴力被害の影響は軽視されることがあります。しかし、男性の影響が女性よりも軽いということはありません。被害を受けた男児に対応する際には、支援者が、「男児の被害は珍しいことではない」と認識していること、男児に起きやすい精神的反応を理解していることが大切です。

4. トラウマ・インフォームドな支援

ここまで、子どもの性犯罪・性暴力被害について基本的なことをまとめてきました。最後に、限られた文字数ではありますが、性犯罪・性暴力被害に遭った子どもへの支援について、少し述べたいと思います。

一つ目は、子どもの被害や被害の影響を軽視・過小評価しないということです。対等な同意のない性的行為は、子どもたちの心に深刻な影響を及ぼします。それは性別や年齢、被害者と加害者の関係によりません。しかし、子どもたちは元気にふるまったり、「一見問題に見える行動」のように、それが被害の影響だと分かりにくい反応を示したりすることもあります。結果、子どもは、被害の影響が見過ごされる場合も多いです。そのため、周囲の大人は、性暴力とは何か、トラウ

マとは何か、トラウマを経験するとどのような状態が現れるのかを学ぶことが必要です。近年、大阪大学の野坂祐子准教授や武庫川女子大学の岡岡由佳准教授がたのご尽力もあり、トラウマ・インフォームド・ケア (TIC) の重要性が広がりつつありますが、TIC では、理解し、気づき、対応し、再被害を防ぐという、4R という枠組みがあります。トラウマの影響を理解することは、TIC の第一歩です。そして、子どもたちに生じているトラウマの影響に気づき、トラウマの影響を説明したり、心身に反応が起きた時にどのように対応するかを話し合ったりしていきます。TIC について詳細は、野坂祐子准教授の「トラウマインフォームドケアー“問題行動”を捉えなおす援助の視点」(日本評論社、2019年) などをご参照ください。

二つ目は、子どもの気持ちや考えを尊重し、安心、安全を感じられる環境を整えることです。性犯罪・性暴力被害に遭った子どもたちにとって、世界は怖いもので満ちているかもしれません。人を信じるのが難しい場合や、性を通してしか自分は人とつながれないという感覚を抱く場合もあります。そうした子どもたちが、安心、安全を感じられるようになるのは、簡単なことではありません。どのような距離感、言葉かけが安心か、学校や家庭、支援機関は子どもたちにとって安全な場所になっているか、子どもたちの気持ちや考えに耳を傾け、一緒に考えていきます。性犯罪・性暴力被害は、意思を無視されたり、ゆがめられたりして起きる被害です。子どもたちが自尊心を取り戻すためにも、一方的に大人が守るのではなく、子どもたち自身の意思を尋ねていくことが必要です。

三つ目は、支援者が、自分自身の二次受傷に敏感であることです。子どもの性犯罪・性暴力被害の話を書くことは、支援者にとっても強い衝撃となります。そうして傷ついた結果、過度に子どもを守りたくなったり、なんでもしてあげたくなったり、何もできない無力感にさいなまれたりすることがあります。自分の状態に目を向けて、きちんと休息を取ったり、同僚と話して支えられることが大切です。

ここに記したことは、目新しいことではなく、ごくごく当たり前のことです。しかし、支援において魔法のような手段はなく、こうした基本を守って安心・安全な関係を築くということが、心の回復のためにも大切なことだと考えています。

参考文献：「警察庁(2021) 令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

